

# 認定更新の猶予期間延長 について

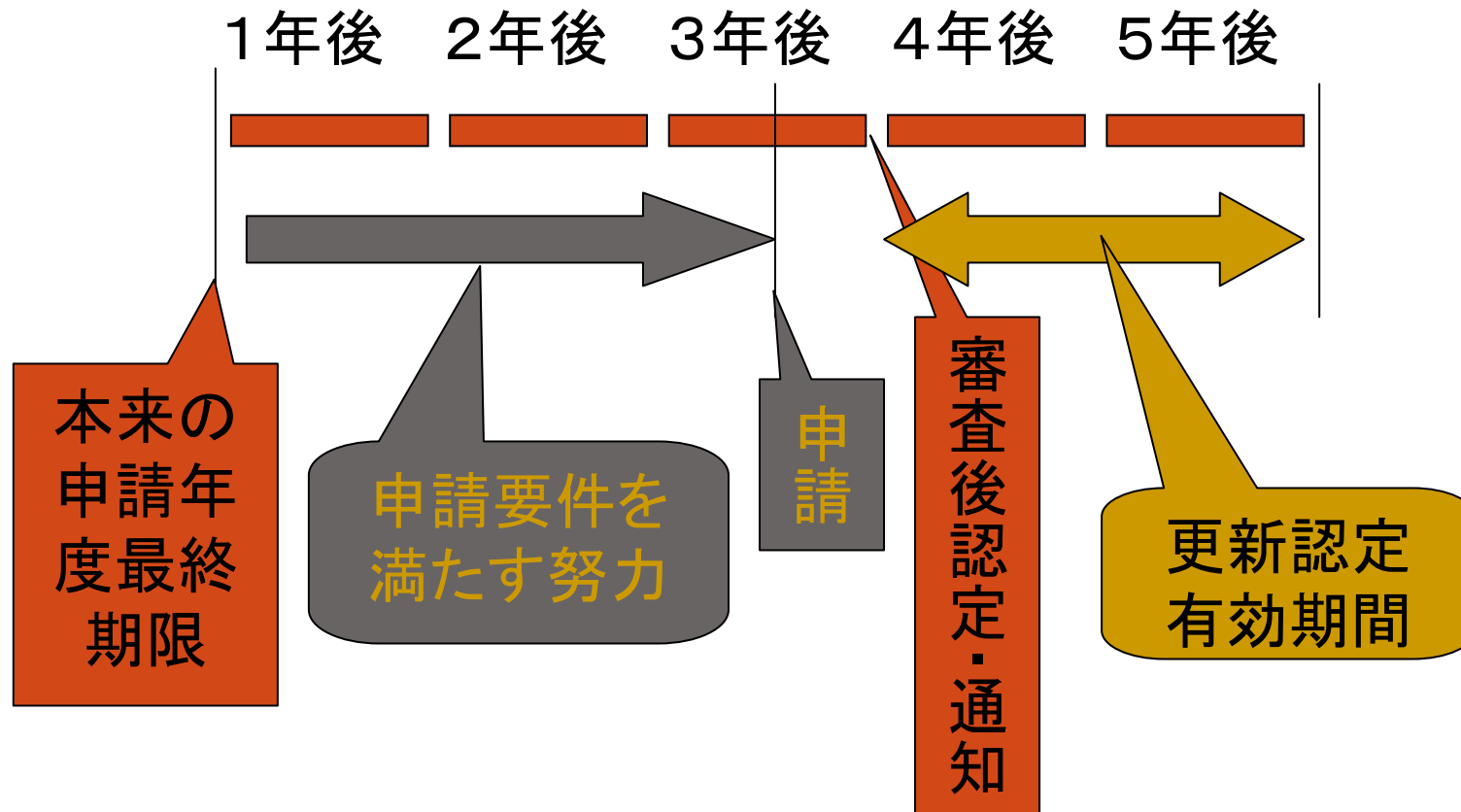
日本生体医工学会・日本医療機器学会  
臨床ME 専門認定士合同認定委員会

2009年5月

## 5年経過後も規定を満足しない 場合の救済措置について

- 現時点で更新規定（点数・期間・職務等）を満足しないために申請できない場合は次により、次期更新(5年後)まで、申請を猶予する
- ただし、更新免許の有効期間は、申請すべき年から数えて5年間とする（1年経過後に申請した場合、有効期間は4年となる）

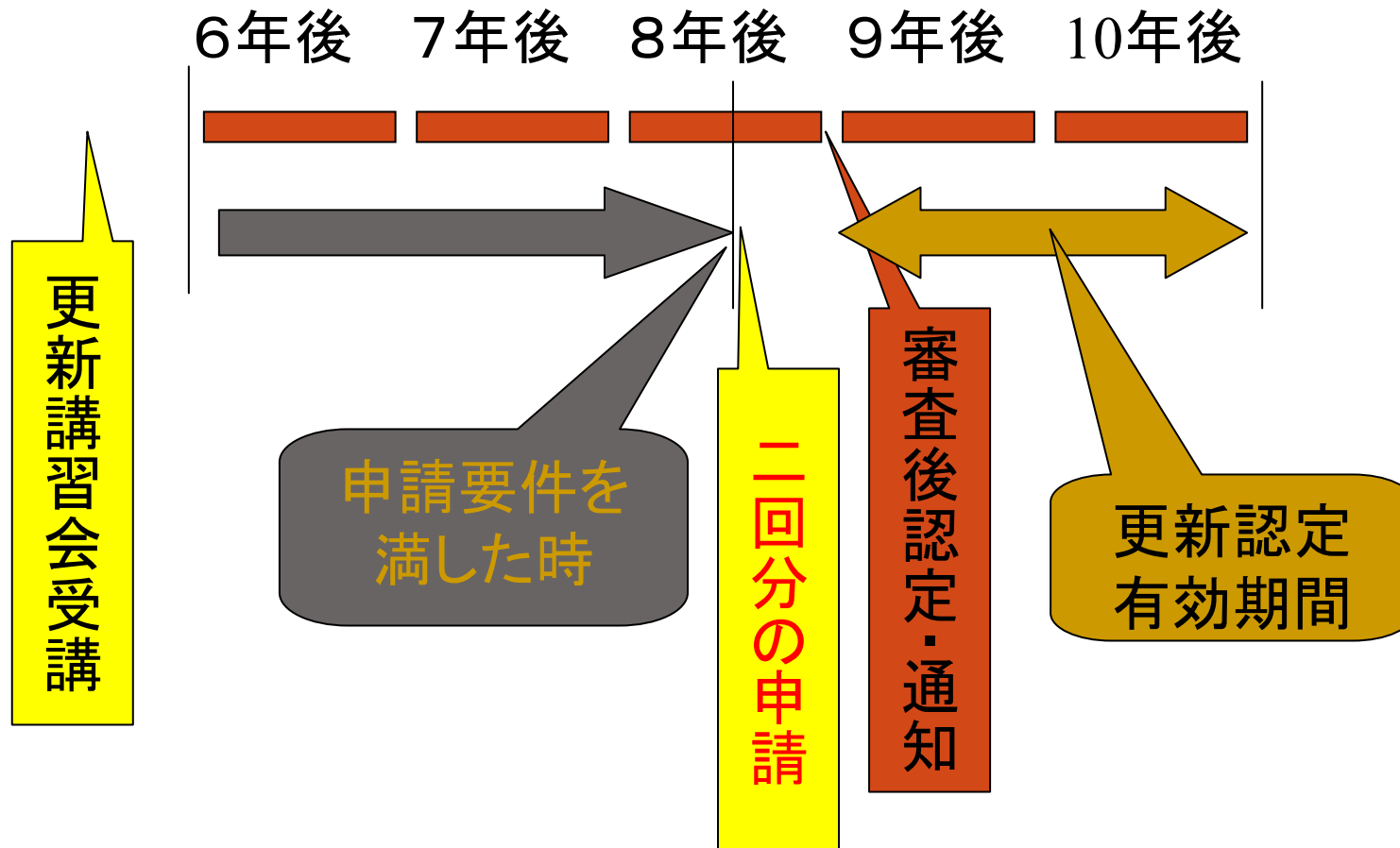
# 具体例



# 5年以上経過後も規定を満足しない場合の救済措置について

- 5年の経過措置を5年以降も準用する
- たとえば、教職について臨床を離れた場合、規定は満足できない
- 規定を満たした段階で、それまでに更新すべき回数分の更新を行うこと(複数回の更新)
- ただし「委員会が主催する講習会・講演会」に「5年間に必ず1回出席すること」となっているので、5年ごとに必ず講習を受けること
- 疑問があれば事務局に問い合わせること

# 具体例(前回より8年経過)



# 複数回の更新条件とは

通常の更新条件に加えて次の各項目を満足すること

- 更新のための講習会を5年ごとに受講した**受講証明書**を更新すべき回数分提出
- **60点 × 更新すべき回数分の点数が必要**
- **更新費用 = 5000円 × 更新すべき回数**
- **疑問があれば事務局に問い合わせること**